１０　特別な配慮を必要とする受検者の申請

選抜検査の実施に当たって、特別な配慮を必要とする受検者（障がいのある生徒や帰国・外国人生徒等）の申請の流れについては、次のとおりとする。

(1) 特別な配慮を必要とする受検者への配慮

次の２点がなされていることが前提となる。

① 在籍する中学校において「個別の教育支援計画」及び「個別の指導計画」が作成されていること。ただし、補聴器や拡大鏡などを用いることで日常生活を送っており、選抜検査においても使用したい場合は、「個別の教育支援計画」及び「個別の指導計画」が作成されていなくてもよい。

② 学校生活や定期テスト等において、日常的に配慮を実施していること。

(2) 申請の流れ

① 特別な配慮を必要とする受検者の在籍する中学校長は、生徒の概要について、出願をする可能性のあるすべての高等学校へ、**出願期間の最終日の２週間前（推薦１月12日(火)、一般２月４日（木））までに電話連絡**をする。連絡を受けた高等学校長は、速やかに高校教育課へ電話連絡をする。

② その後、当該中学校長は、特別な配慮を必要とする受検者の申請（配慮様式１）を志願先高等学校長へ提出する。なお、最終提出締切日時は、出願期間の締切日正午とするが、**配慮事項の検討に時間を要するため、原則出願１週間前**までに提出する。

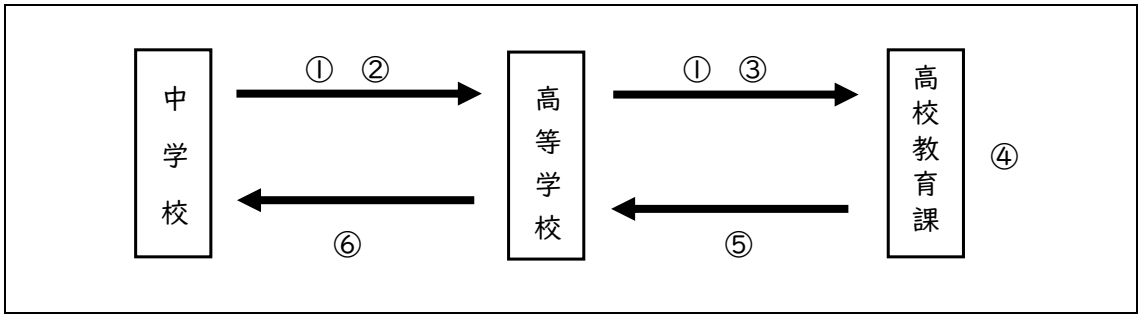
③ 志願先高等学校長は、特別な配慮を必要とする受検者の申請（配慮様式１）をもとに配慮実施案を作成し、この文書２点（配慮様式１、配慮様式３）を高校教育課長へ提出する。

④ 高校教育課は、提出された文書をもとに、特別支援教育課等と協議を行う。

⑤ 高校教育課長は、協議結果を文書にて、志願先高等学校長へ通知する。

⑥ 志願先高等学校長は、特別な配慮を必要とする受検者の申請（回答）（配慮様式２）にて、当該中学校長へ通知する。

＜申請の流れ＞



※図の①～⑥は上記内容に対応している。